

## 青森県脳卒中・心血管病対策協議会設置要綱

### (設置)

第1 青森県の脳卒中・心血管病に係る必要事項を検討し、その対策を総合的に推進するため、青森県脳卒中・心血管病対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である青森県循環器病対策推進計画の策定、推進及び進捗状況に関すること。
- (2) 青森県保健医療計画等の関連計画における脳卒中・心血管病対策部分の策定、推進及び進捗状況に関すること。
- (3) その他、青森県の脳卒中・心血管病対策の総合的な推進に関すること。

### (組織)

第3 協議会は、委員20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 脳卒中・心血管病患者及び脳卒中・心血管病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 脳卒中・心血管病に係る保健、医療、福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他脳卒中・心血管病対策の推進に関し知事が必要と認める者

### (任期)

第4 協議会の委員の任期は委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残任期間とする。

### (会長等)

第5 協議会に会長を置き、会長は協議会の事務を総理する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、委員及び第8条に規定する者以外の者を協議会に出席させることが

できる。

(会議の公開)

第7 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適切でないか、又は会議を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害される、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、協議会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公開する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

2 協議会に参与を置く。

(1) 参与は別表に定める機関の代表者をもって充てる。

(2) 参与は、委員又は事務局の指名により、協議会において発言することができる。

(3) 参与の任期は定めない。

(4) 参与が辞退する場合には、当該参与の所属団体が後任の配置を希望する場合を除いては、補充しない。

## 別表

## 青森県脳卒中・心血管病対策協議会 参与機関

No.	機関名
1	弘前大学大学院医学研究科 循環器腎臓内科学講座
2	黒石市国民健康保険 黒石病院脳神経外科
3	一般財団法人黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
4	青森県立中央病院 脳卒中診療部
5	青森市民病院 脳神経外科
6	青森市民病院 循環器・呼吸器内科
7	医療法人雄心会 青森新都市病院
8	八戸市立市民病院 循環器内科
9	八戸赤十字病院
10	三沢市立三沢病院 内科
11	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院 脳神経外科
12	公益社団法人 青森県医師会
13	一般社団法人 青森県歯科医師会
14	一般社団法人 青森県薬剤師会
15	公益社団法人 青森県看護協会
16	公益社団法人 青森県栄養士会
17	一般社団法人 青森県作業療法士会
18	一般社団法人 青森県言語聴覚士会
19	公益社団法人 青森県老人福祉協会
20	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会
21	青森県立中央病院 8階東病棟（循環器センター）
22	青森県消防長会（八戸地域広域事務組合消防本部）
23	青森県保健所長会
24	青森県国民健康保険団体連合会
25	全国健康保険協会青森支部